

## 現 場 説 明 書

- 1 工事名称 坂戸市立入西小学校校舎外壁等改修工事
- 2 発注者 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番1号  
坂戸市 坂戸市長 石川 清
- 3 工事場所 埼玉県坂戸市大字新堀265番地
- 4 工事概要
  - 1) 防水改修工事 一式
  - 2) 外壁改修工事 一式
  - 3) 塗装改修工事 一式
  - 4) 電気設備改修工事 一式
  - 5) 給水設備改修工事 一式
  - 6) その他上記に関連する改修工事 一式
- 5 設計図書
  - 1) 現場説明書 ( 3 頁 )
  - 2) 設計図面 ( 103 枚 : 表紙含む )
  - 3) 工事仕様書 ( 222 頁 : 表紙含む )

※工事仕様書に記載の数量等は参考数量であるので、現場説明書並びに設計図面を基に各社独自に数量等を算出すること。
- 6 工 期 本契約締結日から令和9年3月24日まで
- 7 配置技術者の専任義務及び現場代理人の常駐義務を緩和する期間  
本契約締結日から現場施工に着手するまでの期間（仮設事務所の設置、資機材等の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）
- 8 連絡事項
  - 1) 工事施工に関して施設利用者（児童、教員等）及び作業員への安全管理はもとより、近隣住戸等への振動、騒音、粉塵についても十分配慮し作業を行うこと。
  - 2) 工事着工にあたり、近隣及び施設利用者に対して工事内容等について周知するとともに工程管理について万全を期すこと。
  - 3) 本契約締結後直ちに市並びに学校管理者と仮設計画及び工程計画等についての打合せを実施すること。特に仮設計画については、施設利用者（児童、教員等）の通行を考慮した安全なものとし、仮囲い、外部足場の下部、足場と校舎等との隙間を無くすよう検討すること。

- 4) 重機回送及び資材搬入など工事関係車両の入退場については、登下校時を極力避け、児童等学校関係者の安全確保のため、適宜、工事用出入口等に交通誘導員等を配置すること。
- 5) 敷地周囲の道路については通学路となっていることから、工事車両通行の際には十分注意すること。
- 6) 資材については常に整理整頓し、危険防止に努め適正に管理すること。
- 7) 外壁及び防水の施工数量調査については7月3日までに報告書を提出すること。
- 8) 本工事は通常使用中の学校における工事となることから、撤去並びに揚重作業等、騒音、振動及び粉塵の発生する作業、校舎内での石綿含有建材の撤去作業については、学校運営の支障とならないようにすること。
- 9) 防水改修に伴う空調室外機の停止等が必要な場合においては、学校管理者と協議を行い学校運営に支障がないように配慮すること。
- 10) 給食搬入車両の通行及び搬入を妨げることをないようにすること。  
その他、学校関係車両・緊急車両の通行に支障のないよう配慮すること。
- 11) 給食室周辺、渡り廊下の作業については、養生、清掃を徹底し、給食運営や施設利用者（児童、教員等）の通行に支障とならないように夏季休業期間（7月18日～8月26日）に主な工事を行うこと。
- 12) 給水設備工事については、坂戸、鶴ヶ島水道企業団と事前に協議を行い、8月27日から通常使用できる状態とすること。また、通常使用に伴い、8月26日までに検査を受け、部分使用することへの協議を行うこと。
- 13) 運動会等の各行事実施日は、原則休工とすること。また、始業式及び終業式は騒音、振動の発生する作業は原則禁止とし、その他の行事等についても学校管理者と協議を行うこと。
- 14) 工期については、令和9年3月24日までであるが、工期内に完成検査が受けられるよう工程管理について万全を期すこと。
- 15) 工事現場内は常に整理整頓し、危険防止に努め適正に管理すること。
- 16) 各種提出書類については、市指定の様式を使用すること。
- 17) 工事材料の検査は、原則、使用する材料全部を対象とする。ただし、複数回搬入する材料については、監督員と協議すること。

- 18) 本市では「環境方針」を定めていて、事業者においても環境に配慮した行動をお願いしており、これにより「公共工事等に係る環境配慮について」（受注者あて別途通知します。）を確認のうえ、公共工事等に係る環境配慮事項確認書の提出すること。また、下請負業者並びに作業員等工事関係者についても上記事項の周知を徹底し、環境に配慮した工事施工となるよう努めること。
- 19) 疫病・災害等、社会情勢の変化により施設利用状況等が変更となった場合には、施設運営に支障の少ない工法・工程の検討について協力するとともに、工事の完成に向け柔軟な対応に努めること。